

毎年掛け金をお支払いいただいております

学校管理下での怪我や疾病による 通院・入院時には 災害共済給付制度を利用してください！ (日本スポーツ振興センター)

- 学校管理下とは ・ ・ ・ 各教科の授業中、休み時間、部活動中、登下校中、体育祭や文化祭等の学校行事、修学旅行等宿泊行事、合宿中、部活動での各種大会等
- 給 付 対 象 ・ ・ ・ 健康保険証やマイナ保険証を使用（３割負担）して窓口にて支払う医療費が1,500 円以上の場合
※相手のいる交通事故、保険適応外の鍼灸やインプラント、松葉杖のレンタル等の自己負担分、1,500 円未満の支払いの場合等は対象外
- 日本スポーツ振興センター（JSC）災害共済給付制度の利用方法
 - ① 学校管理下の負傷等で医療機関を受診した際に、受付窓口にて「学校での怪我（疾病）のため、スポーツ振興センターを利用します」と申し出て、３割負担で医療費を支払う
 - ② 医療機関受診後、保健室へ必要書類を受け取りに行く【裏面参照】
※各種申請書類は、本校のホームページ並びに JSC のホームページからもダウンロードできます
 - ③ 医療機関やご家庭にて各種書類を整え、保健室へ提出する

- 給付金の申請からお支払いまでは、２～３か月程度かかります
- 市町村より、災害共済給付制度加入者が学校管理下で負傷し治療を受ける場合は、各自治体の受給券等は使用せずに健康保険証を提示して受診するようお願いされております
- 一時的に医療費を３割負担していただきますが、後日、医療費総額の４割が給付されます
- JSC へ申請しておくと、同一負傷に関しては１０年間申請が可能になります（本校卒業後も引き続き申請できます）
- 受診した月から２年間請求を行わなかった場合は時効となり、給付が受けられなくなります
- 給付制度についての詳しい内容については JSC のホームページをご覧ください

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>



- 申請に必要な書類

- <必ず提出する書類>

- ① 災害給付金申請依頼書

- ・・・ 傷病時の状況について、生徒本人または保護者が詳細に記入

- ② 口座振込依頼書

- ・・・ 災害給付金を受け取る口座をご家庭が指定して記入
(18歳未満は保護者名義のみ)

- ③ 医療等の状況

- ・・・ 「別紙3-1(病院・医院・診療所用)」と「別紙3-3(整骨院・接骨院用)」の2種類があり、1ヶ月毎に1枚記入してもらう

- <必要に応じて提出する書類>

- ④ 調剤報酬明細書

- ・・・ 薬局にて調剤を受けた場合に必要となり、1ヶ月毎に1枚記入してもらう

- ⑤ 治療用装具・生血明細書

- ・・・ こちらの申請にあたっては、本票とは別に、装具制作会社、医療器材店または医療機関の領収書の写しが必要となる

- ⑥ 高額療養状況の届

- ・・・ 入院等により、1ヶ月の医療費が70,000円(7,000点)以上になった場合に必要となる書類

※③～⑥について、書類が足りなくなった場合には、保健室へ追加の書類をもらいに来てください

- 学校への申請手順

- [1] 保健室にて「①災害給付金申請依頼書」をもらい、記入が済み次第、保健室へ提出する
 - [2] ①の記載内容を確認した養護教諭より、申請に必要な書類(②～⑥)を受け取る
 - [3] 医療機関等へ書類を持参または郵送し、記入について依頼する
 - [4] ②～⑥の各書類について、それぞれ整ったものより順次、速やかに保健室へ提出する

- 支払いについてのお知らせ

- ・・・ 給付が決定次第、各ご家庭へ「災害共済給付金振込のお知らせ」を配付しますので、お手元に届きましたら内容のご確認をお願いします

《問い合わせ先》

船橋市立船橋高等学校 保健室

TEL: 047-422-5516 (代表)

船橋市教育委員会保健体育課 児童生徒防犯安全対策室

TEL: 047-436-2876